

越 監 公 表 第 1 0 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長及び教育委員会教育長から令和6年(2024年)3月29日付け越監第212-1号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年5月31日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 畑 谷 茂

越谷市監査委員 清 田 巳喜男

監査の結果に係る措置について

学校教育部

【指摘事項】
<支出事務> (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。 職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例等により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することなどが規定されている。 職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。 ① 日当の請求金額が誤っていたため過支給となっていたもの。(指導課) ② 研修等の主催者から旅費を支給されていたが請求額の調整をしなかったため過支給となっていたもの。(指導課・給食課) ③ 定期券保有区間分の減額調整の方法を誤っていたため過支給及び支給不足が生じていたもの。(指導課)
【措置等の内容】 本件については、いずれも旅費の請求・承認手続きに際し確認が不十分であったことから、過支給または支給不足となったものです。過支給及び支給不足分については、速やかに修正処理を行い、令和6年1月に精算を完了しました。 今後は、再発防止の取組みとして、所属職員に対し、旅費に関する事務処理手順を配布し周知を図るとともに、決裁関与者及び管理職員による十分な確認を徹底することにより、適正な旅費の執行に努めます。

監査の結果に係る措置について

学校教育部

【指摘事項】
<支出事務> (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。 職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例等により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することなどが規定されている。 職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。 ④ 旅費を申請しなかったため未支給となっていたもの。(教育センター)
【措置等の内容】 本件については、出張の際に旅費の申請をすべきところ、旅費に関する事務処理手順等の理解不足から申請に誤りがあったことから、未支給となっていたものです。 未支給となった旅費については、今回の指摘を受け、直ちに庶務事務システムで申請を行い、令和6年3月に精算を完了しました。 今後は旅費に関する事務処理手順等について職員に周知徹底を図り、同様の事象が発生しないよう適正な事務の執行に努めていきます。

監査の結果に係る措置について

学校教育部

【指摘事項】
<支出事務> (2) 会計年度任用職員報酬の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。 会計年度任用職員への報酬の支給状況を確認したところ、勤務時間数を誤って集計したため過支給となっていたものである。 (第一学校給食センター)
【措置等の内容】
本件については、会計年度任用職員報酬の支出事務において、無給による休暇時間分を有給によるものと誤認したまま報酬対象となる時間数を集計して支給額を算定していたため、過支給となったものです。 該当する会計年度任用職員に事情を説明し、過支給となった報酬については、速やかに修正手続きを行い、令和6年1月に精算を完了しました。 今後は、会計年度任用職員の任用に関する取扱い及び辞令を再確認するとともに、勤務実績等を入力する際には複数で確認することにより、再発防止に努めてまいります。